

丸山眞男におけるジョン・ロック研究の意図と意義： 「思想問題」の文脈のなかで「規範創造的な自由観 」を考える

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-04-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 孝文 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/448

丸山眞男におけるジョン・ロック研究の意図と意義

——「思想問題」の文脈のなかで「規範創造的な自由観」を考える——

中村孝文

はじめに——問題の所在

第一章 「思想問題」の発生——体制原理としての「国体」

第二章 「思想問題」の展開(一)——日露戦争前後

第三章 「思想問題」の展開(二)——一九二〇年代から敗戦まで

第四章 丸山眞男のロック研究の意図と意義——「規範創造的な自由観」への着目

おわりに

はじめに——問題の所在

『天壤無窮』が価値の妥当範囲の絶えざる拡大を保障し、逆に『皇国武徳』の拡大が中心価値の絶対性を強めて行く—この循環過程は、日清・日露戦争より満州事変・支那事変を経て太平洋戦争に至るまで螺旋的に高まって行った。日本軍国主義に終止符が打たれた八・一五の日はまた同時に、超国家主義の全体系の基盤たる国体とその絶対性を喪失し今や始めて自由なる主体となった日本国民にその運命を委ねた日でもあった。^[1]丸山眞男は有名な「超国家主義の論理と心理」の末尾をこのように結んでいる。

本稿の課題は、「国体」の「妥当範囲」の拡大と「中心価値」としての天皇の「絶対性」の強化が「螺旋的に高まって行った」過程を確認すると同時に、現在の「日本国民」は、はたして、「国体」から解放されて「自由なる主体」となったのであろうか、という疑問を考察することにある。

このテーマを本稿では、まず、「思想問題」の発生と展開のあとを簡単に追いながら、近代日本国家に生きる人びとのあいだに「国体思想」、あるいは天皇尊崇の気持ちと天皇家と密接に絡まった国家への奉仕の精神が醸成されていく過程を描くことからはじめてみたい。そのうえで、戦後になっても依然として、そうした天皇尊崇の気持ちとそれに表裏一体で絡みついた国家を個人よりも優先する政治意識が持続していることを考察し、あわせて、丸山眞男がロックを論じたことの意義を考察する。

ところで、丸山眞男は敗戦後から一九五一年の講和条約の締結までの占領期において数多くの論文を発表している。彼が多数の論文を発表したこの時期は、敗戦前の「思想問題」が占領軍の力によって解消され、政治犯が解放され、加藤周一が言うように、神話ではなく理性に基づく判断ができるようになった時代の到来を意

味⁽²⁾していた。人びとは虚脱感を抱え、食糧不足と住宅不足に悩んでいたが、他方で、新日本建設に情熱を燃やしていた時期でもあった。

ここでは、丸山眞男が敗戦直後のこの時期に発表した代表的な論考を四つの観点から分類しておきたい。ひとつは、彼自身が人格形成を行なった敗戦までの時期の日本人のメンタリティを分析した論考である。その代表が、敗戦の翌年に発表した「近代的思想」や「超国家主義の論理と心理」であろう。四九年の「軍国支配者の精神形態」もここに分類されるだろう。次が、福沢諭吉について論じた「福沢における『実学』の展開」（一九四六年）、「福沢諭吉の哲学」（一九四七年）、そして、「政治学入門」（一九四九年）などの論考である。これらは、神話的な思考ではなく科学的な思考とはどのようなものであるかをテーマとしたものといえることができるだろう。神に連なる「万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」という神話に基礎を置くプロバガンダをそのまま信じ込まされ、『国体の本義』（一九三七年）にみられるような神話的な論理にとらわれていた思考を、社会科学的なものに転換することの必要性を問題意識にもっていたと思われる。「近代の数学的物理学を産む所の『精神』⁽³⁾、対象に対し「きびしい批判的精神」⁽⁴⁾を終始強調していた丸山にとって、このことは生涯の課題でもあった。

第三が、ジョン・ロックに関する研究である。とりわけ、ロックの「自由」の意味とその歴史的機能に注目した研究である。その代表的な論考が、一九四七年の「日本における自由意識の形成と特質」、四八年の「現代自由主義論」、四九年の「ジョン・ロックと近代政治原理」である。また、部分的には「自由民権運動史」（四八年）にもロックが使われている。このうち、四九年の論文は、翌年（五〇年）に南原繁の後任として、「政治学史」の授業を担当するための準備を兼ねたものであったと思われる⁽⁵⁾。しかし、いずれの論考において

も、ロックの「自由」がテーマになっていることを基準にしてみれば、「超国家主義の論理と心理」で明らかにし、彼自身がその中で生きてきた、敗戦前の日本人の精神状況に対するアンチテーゼの提示を意図したものであるとして位置づけることができるであろう。

第四のグループは、講和条約直前の、ナシヨナリズムや平和に関する論考である。五十年の「三たび平和について」や、五十一年の「日本におけるナシヨナリズム」「戦後日本のナシヨナリズムの一般的考察」などである。「逆コース」、公職追放されていた敗戦前の政治指導者や財界人の復権、レッド・パージ、朝鮮戦争のはじまりなどの政治的な反動に対する危機感にうながされて執筆された論考である。

以下においては、敗戦前の「思想問題」の発生と展開のあとをたどったうえで、丸山が、それへのアンチテーゼとして提出したジョン・ロックに関する論考の内容を検討したい。とりわけ、「日本軍国主義に終止符が打たれた八・一五の日はまだ同時に、超国家主義の全体系の基盤たる国体とその絶対性を喪失し今や始めて自由なる主体となった日本国民にその運命を委ねた日でもあった」という状況認識に立つて、「自由なる主体」とはいかなるものであるかについて、ロックの政治思想のなかにその解答をもとめたのが、丸山眞男のロック研究であるとの視点から上記ふたつの論文の内容を検討してゆきたい。これらの論考は、ロックと同様に、啓蒙思想家としての丸山が、自らのアンガージュマンとして、あるいは「理論の政治」⁶として、新しい日本国家の「基礎づけ」のために提示したものであったと言えるだろう。

しかしながら、あらかじめ結論を言えば、丸山眞男の努力と期待にもかかわらず、「国体」から解放された「自由なる主体」は、出現の道半ばで挫折し、実現はされなかった。現代日本政治のデモクラシーの未成熟の根本的な原因がそこにあると言っているいいである。挫折の外的原因としては、冷戦の激化と、それにもなう

敗戦前への意図的な回帰が占領軍と日本政府によってなされたことをあげることができよう。しかし、それ以上に大きな原因となったものは、日本人のメンタリテイの深部にまで滲みわたった天皇崇拜と国家への帰属意識の強固さだった。敗戦前の日本政府による、「国体」「日本精神」などの神話的イデオロギーの人びとの内面への定着の努力の成果が、敗戦と民主主義教育によっても抜けきれないほど強烈に人びとの意識を作りかえたのであった。「皇室祭祀」の新たな創造や、一六八六年からの「一世一元」の開始や七二年からの「紀元節」の新設などの暦の書きかえなどを通じて、「創られた伝統」の浸透が徹底的に行われた成果であったと言えるだろう。⁽⁷⁾

また、いわゆる「終戦の詔書」(一九四五年八月)、「天皇の人間宣言」(一九四六年一月)などの発表、そして四六年二月から開始される各地への天皇の訪問などによる旧支配体制の急速な再構築も「象徴天皇制民主主義」の形成に貢献したと言えるだろう。

丸山眞男は彼のロック研究のなかで、ロックの言う「自由」が、「理性的自己決定」としての自由であり、そうした自由こそが「新しき規範の樹立」を可能にするものであると述べている。そして、「新らしき規範意識に支えられてこそひとは私生活の平穏な享受から立ち出でて、新秩序形成のための苛烈なたたかひのなかに身を投ずることが出来るのである。」「吾々は現在明治維新が果たしえなかった、民主主義革命の完遂という課題の前にいま一度立たされている。吾々はいま一度人間的自由の問題への対決を迫られている。(中略)しか
しその際においても問題は決して単なる大衆の感覚的解放ではなくして、どこまでも新らしき規範意識をいかに大衆が獲得するかということにかかっている」と強調している。⁽⁸⁾

わたしたちも、いま、明治維新と戦後改革のなかで達成できなかった、「規範創造的自由」を獲得できるか

否かという古くて新しい課題に依然として直面しているということができないのではないだろうか。

第一章 「思想問題」の発生——体制原理としての「国体」

ホップズは、チャールズ一世が一六四九年にクロムウェル率いる議会軍によって処刑された後に公刊された『リヴァイアサン』において、国家権力を宗教によって正統化する道を閉ざした。イギリス国教会が、ヘンリー八世時代の国王至上法公布以来、国家権力による信仰の強制とそれに対する寛容の要求がイングランド政治の最大の争点になってきた。分離派の人びとの要求は、イギリス国教会による非寛容な宗教政策の撤回にあった。国王の処刑という出来事はこの延長線上に引き起こされた。ホップズ政治学の新しさは、こうした歴史を踏まえてはじめて可能になった。レオ・シュトラウスの指摘を俟つまでもなく、ホップズ政治学における国家の役割は「各人の自然的権利を保護すること」に限定されるのである。言い換えれば、「有徳的生活を生み出しそれを促進すること」producing or promoting a virtuous life は国家の役割から排除される。シュトラウスは、国家の役割を、人間の権利の安全な擁護にあるとする政治理論をリベラリズムとよぶが、その意味で、ホップズの『リヴァイアサン』はまさにリベラルな政治理論の嚆矢と位置づけられる。⁽⁹⁾

フランスにおいても近代国家は、カルヴィニズムの伝播・浸透を契機とするユグノー戦争を経て後に確立される。一五五九年から一五六五年はフランスにおけるカルヴィニズムの一大拡張期であった。この拡張期直後、プロテスタント人口は総人口の一〇パーセントを少し上回る二〇〇万人に達するまでになる。⁽¹⁰⁾近代国家の成立は、フランスにおいても、一五七二年のサン・バルテルミの大虐殺に象徴されるような、宗教上の信条の

対立が政治闘争に転化する「プロフェツシヨナリズム」の長く凄惨な時代を経なければならなかった。⁽¹¹⁾一七八九年に「国民議会」によって宣言された「人および市民の権利宣言」の第十一条「思想および意見の自由な伝達は、人の最も貴重な権利の一つである」という考え方は、ガリカニスムの否定であり、個人の信仰への国家による非寛容な介入の否定の上に成立したものであった。丸山眞男は、こうした事態を、カール・シュミットに依拠しながら、「中性国家」と名づける。⁽¹²⁾

一方、一八八九年の大日本帝国憲法発布（一八九〇年施行）、翌一八九〇年の第一回通常議会召集によって、ようやく西欧風の政治制度を導入した日本においては、議会開催に先立つ十一月三〇日に「教育ニ関スル勅語」が発布されているように、「有徳的生活を生み出しそれを促進すること」をもって国家の役割とする形態の国家が形成されたのである。これを日本の近代国家とよぶならば、それは、いわば、ホッブズの国家とは逆に、中世キリスト教共同体的な国家の新設がなされたものと言ってよいであろう。あるいは、アングリカン・チャーチやガリカン教会に類似の政教一致型国家の新設がなされたと評価することもできるであろう。みずからを太陽になぞらえ、世俗権力を月になぞらえたといわれるインノケンティウス三世は、精神世界の支配権を所有すると同時に、アルビジオワ十字軍を組織して異端撲滅の先頭に立った。内面を支配するキリスト教という権威が、政治権力を事実上行使したキリスト教共同体と類似の国家が二十世紀を迎えようとしている日本に出現したのであった。一八九〇年に「集會及政社法」が公布され、政治に関する事項を「講談論議スル」ために「会同スル」ことを禁じ、現場の警察官に取り締まりに関する大きな裁量権を与えたことに、自然権を否定した、非「中性国家」としての近代日本国家の性格がよくあらわれている。⁽¹³⁾

一九〇〇年になると「治安警察法」（明治三三年法律三六号）が公布される。後の「治安維持法」の時と同

様に、この時も、衆議院議員選挙法改正（直接国税十円以上の納税者に選挙権を拡大）と相前後して集会・結社の取締法が制定されている。また、一九〇五年には「行政執行法」（明治三三年法律八四号）が制定され、警察は「検束の自由」をもつようになる。⁽¹⁶⁾ 奥平康弘の『治安維持法小史』には、そのほかの法律についても解説がなされているが、ここではそれを繰り返す必要はない。結論的にいえば、明治以来の治安体制は、「行政的な手段による事前取締り」によって、「即物的に国民の自由を制圧することを眼目とする側面」をもつていた。⁽¹⁶⁾ こうした取締りは、たとえば、「人および市民の権利宣言」第二条の「あらゆる政治的団結の目的は、人の消滅することのない自然権を保全することである。これらの権利は、自由・所有権・安全および压制への抵抗である」という発想とは真っ向から対立するものである。⁽¹⁷⁾ 「人および市民の権利宣言」が啓蒙主義を思想的背景としてもつものであり、啓蒙主義が、カントの言うように、「自分自身の悟性を使用する勇気をもて！」⁽¹⁸⁾ *Habe Mut, dich deines eigenen Verstandes zu bedienen!* を標語とするものであるとすれば、明治以降の治安立法は、啓蒙主義を否定する立法であった。

啓蒙主義は、「聖書において啓示され、教会によって保証され、神学において合理化され、説教壇から説かれてきた、人間と社会と自然を理解するための聖書にもとづく来世志向の枠組みときっぱり手を切ること」を推し進めた。⁽¹⁹⁾ マックス・ウェーバーが「脱魔術化」とよんだもののひとつの内容がこのことであったと解釈できるであろう。しかし、近代日本国家は、反対に人びとを「魔術の園」*Zaubergarten* のなかにつなぎとめ、国家権力によって、人びとに魔法をかけることを憲法制定時から一貫して行なってきた。その魔法の呪文が「教育勅語」であった。したがって、あえて自分の悟性を使用したり、その使用を目指したりした個人は、必然的に取締りの対象にされることになる。こうした人物をきちんと取り締まらない場合には、「魔術の園」は

崩壊に直面し、政治体制それ自体が崩壊しかねないからである。このようにして、思想は政治の問題にならざるをえない。その点でも、異端を厳しく罰しなければ体制が崩壊してしまう中世キリスト教国家と同じ問題を抱え込んだところに近代日本国家の特徴がある。⁽²⁰⁾

明治憲法はその第一条において、「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と宣言している。「万世一系」であるということは、天皇の統治権が神武天皇にはじまり、歴代天皇を経て現天皇に受け継がれてきたものであると解釈できる。牧原憲夫によれば、一八八九年二月十一日に、天皇が憲法授与式に先立ち皇居内の賢所・皇靈殿で天照大神や祖先に「奉告」をした理由はこの点にある。⁽²¹⁾この場合に国家の正統性は、紀元前六六〇年二月十一日の即位した神武天皇の存在や、その統治権が「万世一系」によって現天皇に継受されてきたという神話を信ずるか否かという一点にかかっている。これを信じることでできないものにとつて、明治憲法体制はきわめて重苦しい体制である。かといって、それに何らかの形で異議申し立てをした場合には、その人物は思想の表明にとどまらず、国家秩序への反逆者、思想犯^{II}政治犯として、国家権力によるあらゆる形の処罰を受けることになる。このような思想犯^{II}政治犯の出現をあらかじめ抑え、均一的な思想を幼少期から人びとに植えつけ「有徳的生活を生み出しそれを促進する」機能をはたしたものが「教育ニ関スル勅語」であった。

一八八九年はその後一九四五年の敗戦に至るまでの思想の抑圧の輝かしいスタート地点であった。牧原憲夫は明治憲法発布の当日の様子を次のように描いている。「二月十一日の午後、憲法授与式を終えた天皇・皇后が青山練兵場の閲兵式に臨むため馬車で二重橋の正面から姿を現すと、道路の両側に並んだ帝国大学生らは、帽子を振りながらいっせいに『天皇陛下万歳』を唱えた。師範学校生、小学生がこれにつづき、またたくまに市中に波及していった。」「また、祝賀式が行われた東京の各区議事堂や各地の式典会場には、日の丸とともに

に、かならずといってよいほど『御真影』が掲げられた。しかも、『笹附きの青竹を以て四方を囲み紫の幕を張り、その中へ安置し榊一對を備う』（『東京日日新聞』八九年二月八日）といったように、（一）「ご神体」として扱われた。東京の北豊島郡役所では、式典参加者が天皇・皇后の『御真影』を『礼拝』するあいだ、小学生が『君が代』を歌いつづけた（『東京日日新聞』八九年二月十一日）。（二）こうして、「憲法発布の当日と翌日は、（中略）日の丸・君が代・御真影・万歳という国民統合の『四点セット』がはじめて勢ぞろいした日」であった。いわば、「伝統の創出」が行なわれた日であった。

一九一九年に発表された「花火」という短編で、この時の様子を永井荷風は次のように描き出している。まさに文学者の目から見た「伝統の創出」のみごとな証言であると言えよう。「明治二十三年の二月に憲法発布の祝賀祭があった。おそらくこれがわたしの記憶する社会的祭日の最初のものであろう。数えてみると十二歳の春、小石川の家にいた時である。寒いのでこへも外へは出なかつたがしかし提灯行列というものの始まりはこの祭日からであることをわたしは知っている。また国民が国家に対して『万歳』と呼ぶ言葉を覚えたのも確かこの時から始つたように記憶している。なぜというに、その頃わたしの父親は帝国大学に勤めて居られたが、その日の夕方草鞋ばきで赤い襷を洋服の肩に結び赤い提灯を持って出て行かれ夜晩く帰つて来られた。父はその時今夜は大学の書生を大勢引連れ二重橋へ練り出して万歳を三呼した話をされた。万歳というのは英語の何とやらいう語を取つたもので、学者や書生が行列して何かをするのは西洋にはよくある事だという遠い国の話をされた。しかしわたしには何となく可笑しいような気がしてよくその意味がわからなかつた。」「もつとも、その日の朝わたしは高台の崖の上に立っている小石川の家の縁側から、いろいろな旗や幟が塀外の往来を通つて行くのを見た。そして旗や幟にかいてある文字によつて、わたしはその頃見馴れた富士講や大山参な

ぞとその日の行列とは全く性質の異つたものである事だけは、どうやら分つていたらしい。⁽²³⁾」

以上みてきたように、憲法発布、「教育勅語」の施行、さらには「四点セット」の「発明」などによって、近代日本国家は、「有徳的生活を生み出しそれを促進すること」ための国家として登場してきたのであった。まさに、「天皇神話や万世一系が『信じない自由』を含む宗教ではなく、不可侵の国家原理」になるという近代日本特有の国家構造が生み出されたわけである。⁽²⁴⁾ 以下においては、「有徳的生活を生み出しそれを促進すること」を上からめざしてきた日本国家が、二〇世紀になって、国家への忠誠、国家神道を基軸とする体制への忠誠を、どのような経緯をたどって人びとの思想に浸透させ、そのことによって、人びとは「魔術の園」になぎ留められていったのかを振り返っておきたい。

第二章 「思想問題」の展開(一)——日露戦争前後

一九世紀末、明治政府は、大日本帝国憲法と教育勅語をクレデンダとして正統性を人びとに植えつけ、「四点セット」をミランダとして天皇制国家への帰属感を醸成することを開始した。天皇制国家の非理性的な抑圧性はこの基本方針に由来する。教育勅語への拝礼をためらった内村鑑三が糾弾され、一高の職を追われたのは、勅語発布の翌年(一八九一年)のことであった。また久米邦武は同じ九一年に『史学会雑誌』に発表した「神道は祭天の古俗」によって、翌年には帝国大学の職を追われることになる。

明治初年より、数多くの皇室祭祀を新設し、橿原神宮や靖国神社を創建し、⁽²⁵⁾ 御師を廃止し、古市遊郭を取り潰し、広大な神域を確保するなどして伊勢神宮を聖域化し、明治天皇の伊勢神宮への訪問を促すなどして天皇

の宗教上の権威を高めていった。⁽²⁶⁾ また「江戸城西丸下一帯の建物が取り壊され宮城前広場がつくられた」⁽²⁷⁾ ことをはじめとして、東京を首都に造りかえる議論と実践が繰り返行なわれた。⁽²⁸⁾ このように物理的にも精神的にも、明治初年から二十年ほどかけて徐々に整備されていった天皇帝国家は、大日本帝国憲法の発布によって完成した。「近代天皇制における天皇は、世俗的な政治上、軍事上の最高権力者であるとともに、宗教上の最高権威者でもあった。」⁽²⁹⁾ こうした仕組みが憲法発布とそれに引き続く日清戦争後になってようやく形を見せはじめたのであった。

以上概観してきたような経緯をたどって形成され、「有徳的生活を生み出しそれを促進すること」をもって国家の役割とする天皇制国家は、安丸良夫の言葉借りれば、「日本型政教分離」の原則に立脚するものであった。それは、神社神道を宗教ではなく国家的な祭祀と位置づけ、神道を別格扱いすることで仏教やキリスト教など他の宗教の上に立つものとすると同時に、神道と他の宗教の共存を可能にしたものである。このことよって、他の宗教は一応の宗教の自由を保証されることになる。しかしこのことは、裏返して言えば、国家神道への疑いをさしはさむことはできないということである。国家神道を認めれば、キリスト教徒でいられるという奇妙な宗教の自由が成立したことになる。その結果、「信教の自由」は、「国家の要求する秩序原理へすすんで同調すること」を意味し、イングランドやフランスにおいて見られたような、個人の内面への国家権力の介入を拒否する原理とは真逆の意味をもつことになった。そして、「この祭儀へと後退した神道を、イデオロギー的な内実から補ったのが教育勅語」であった。⁽³⁰⁾

明治憲法二八条は「日本臣民」に信教の自由を認めているが、「臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」との留保条件が付加されている。天皇および「皇祖皇宗」と伊勢神宮への尊崇の態度の表明（積極的に拒否しないこ

とを含む)、「教育勅語」の徳目、とりわけ、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」という命令への服従がクリティカルな条件として付加されたうえでの「信教の自由」であった。この留保条件を外した、信教の自由、さらには、カント的な定言命法を行動原理とすること、または啓蒙主義者として理性を判断基準にすることは国家権力の容認するところではなかった。丸山眞男が「凡そ国家秩序によつて捕捉されない私的領域というものが一切存在しない」とか、「私的なものが端的に私的なものとして承認されたことが未だ嘗てない」とか指摘しているのはこうした状態を意味していると解することができる⁽³¹⁾。

こうした状態は、しかし、いったん疑問を抱いたものにとつては耐えがたい精神状況をもたらす。森鷗外の「かのように」の主人公の煩悶のなかにそのことがよく表現されている。洋行した主人公の秀磨に対して出された父親の手紙には「どうぞなるべく穩健な思想を養つて、国家の用に立つ人物になつて帰つてくれ」と書いてある。しかし、西洋で神学を学んだ秀磨は、「理性」の判断への信頼、「神話と歴史とをはつきり考え分ける」ことの必要性などを学んで後帰国する。煩悶はそこから始まる。「草昧の世に一国民が造つた神話を、そのまま歴史だと信じてはいられまいが、うかと神話が歴史ではないことを言明しては」すべてが崩れてしまう。結局は、「祖先の霊があるかのように背後を顧みて、祖先崇拜をして、義務があるかのように、徳義の道を踏んで、前途に光明を見て進んでいく」という形で、「万世一系」のイデオロギーと妥協するしか当時の日本社会で生きていくことはできない⁽³²⁾。この苦しみは、実存そのものの否定あるいは抹殺にも導きかねない点で、想像を絶するものがある。しかし、これは、完全に過去のものであるのだろうか。実は、現代日本人は、この疑問を意識化に閉じ込めて日々の日常を過⁽³³⁾しているのではないだろうか。この観点に立てば、敗戦が解放であったにもかかわらず、レッド・パーjuryや追放解除、そして冷戦下での戦後改革の否定以後は、断絶では

なく、それを乗り越えて、国体の連続が顕著になり、「国家の要求する秩序原理へすすんで同調すること」をうながすメカニズムが現在に至るまで連続と持続していると評価することができるのではないだろうか。

国民に対して、「国家の要求する秩序原理へすすんで同調」することを政府自らが指示する要求は、すでに、日露講和条約の翌年、一九〇六年六月九日の「学生生徒に対する文部大臣訓令」として具体化された。この文書は、「学生生徒ノ本分ハ常ニ健全ナル思想ヲ有シ」という書き出しではじめられ、「健全ナル思想」を「学生生徒」がもつように教育をしつかりしなければならない。社会主義など「建國ノ大本ヲ藐視シ社会ノ秩序ヲ紊乱スルカ如キ危険ノ思想」が教育の世界に持ちこまれているので、「国家将来」の観点からきわめて問題であるとの現状分析にたつて、「矯激の僻見」を未然に防ぐように教育当局者、学校長、教員等に指示している。そして、「学生生徒ハ自ラ修メヨクニ克チ学業ヲ成就スルニ専ニ」することを求めている。⁽³⁴⁾

このことについてはいくつかのことを特徴的な性格として指摘できる。第一は「健全なる思想」が存在するという前提である。第二は、思想が健全であるかどうかを判断するのは文部大臣である。第三は、「建國の大本」を軽視すれば、「社会の秩序」が乱れ、「国家将来」に弊害をもたらすという認識である。第一と第二の特徴は、国家が、「有徳的生活を生み出しそれを促進すること」の主体であることの宣言である。さらに第三の特徴は、明治憲法第一条にある「万世一系ノ天皇」が「大日本帝國」の統治者であることの宣言であり、そのことの「学生生徒」への徹底の再確認であった。「かのように」の秀磨の悩みはここから必然的に出てくることになる。

このような思想の「健全性」が問題にされる大きな理由は、「万世一系の天皇」というフイクションと「国体」というイデオロギーに国家の正統性がかかっているという日本国家の危うさにある。⁽³⁵⁾たとえば、アメリカ

の独立宣言が、国家の正統性根拠を、すべての人の「天賦の権利」の実現という世俗的な原理にもとめたことと比較すれば、その相違は明確である。⁽³⁶⁾ 世俗原理の上に立つ近代国家は、宗教から自由になったマキアヴェリ的な国家であるだけに、宗教は個人の内面の問題として政治化されることはないのであるが、「万世一系の天皇」の統治というフィクションを正統性原理としたときには、宗教をふくむ「思想」はそのまま政治化される効果を持たざるをえない。

第一次山東出兵として知られる、一九二七年五月の田中義一内閣の国民革命への軍事介入以来、十八年間の日本の侵略に対する中国の抗日戦争における勝利を「惨勝」という言葉を使って説明したのは堀田善衛であった。⁽³⁷⁾ 戦死者の多さやギリギリの勝利という点でいえば、日露戦争の勝利も「惨勝」と言えるかもしれない。その点で、日露和平交渉は日本の思い通りの要求をロシア側に飲ませることはできなかった。その結果、講和後に、日比谷焼き討ち事件が発生する。モブの日本政治への登場であるが、政府に「思想善導」の必要性を痛感させた事件であったのではないだろうか。そのほかにもたとえば、藤村操の華嚴の滝での自殺に象徴されるような非国家的価値観の浸透もこの時期の特徴である。丸山眞男によれば、日露戦争頃を境にして、知識青年層の間に、「『国家よりも個人を重んじ、政治家よりも俳優を志望する』傾向（三宅雪嶺）がいたるところで語られるようになった。」⁽³⁸⁾ このように国家への忠誠の減衰が人びとのあいだにみられたことも、「訓令」の背後にあった考え方であった。

一方でこの時期は、日露講和条約によって、「満蒙特殊権益」を獲得した時期でもあった。一九〇五年のポーツマス条約によって、日本は、関東州の租借権をロシアから引き継ぐことになった。また、長春と大連間の南満州鉄道の鉄道守備隊として関東軍が設立された。さらに大きな変化として起こったことは、一九〇五年

(明治三八年)十一月十八日午前二時ごろ第二次日韓協約合意されたことであった。もちろん、合意とはいっても、日本軍が、韓国側大臣の逃亡を防ぐとともに、威圧する目的で景雲宮を包囲する中で決定されたことである。首相に相当する議政府議政の趙秉世は各国公使への援助を求め書と韓国民に告げる書を残して服毒自殺した。この条約で、第一条、韓国の外交事務は東京の外務省が行なうこと、第三条日本国政府は、韓国皇帝のもとに一名の統監を置き外交を管理する等のことを決定した。³⁹⁾この条約により、日本は「韓国植民地化の決定的な曲がり角をすぎた。」⁴⁰⁾それとともに、この年は、一九四五年の敗戦まで継続し、日米開戦の最大の原因である「満蒙特殊權益」の出発点になった年でもあった。こうした一連の出来事が、社会全体を「軍事的色彩の濃い社会へと変貌」させるといふ結果をもたらした。⁴¹⁾その意味での、大きな歴史の転換点のなかで、「万世一系の天皇」の統治という「建国の大本」の再度の徹底の必要性を文部当局が認識したことがこの「訓令」の背後にあった理由のひとつだったと言えるのではないだろうか。

ただ、この時期には宮下太吉や幸徳秋水が逮捕され(一九一〇年五月から六月)、翌一九一一年一月には死刑が執行されるといふいわゆる大逆事件が起こされたり、同年八月には警視庁に特別高等課が設置されたりしたものの、まだ言論の自由が行使される余地が多少はあった。たとえば、河上肇は一九一一年三月一日に「日本独特の国家主義」を『中央公論』に発表している。そのなかで次のように述べている。「余の見る所によれば、現代日本の最大の特徴はその国家主義にあり。(中略)けだし日本現代の国家主義によれば、国家は目的にして個人はその手段なり。国家は第一義のものにして個人は第二義のものなり。個人はただ国家の発達を計るための道具機関としてのみ始めて存在の価値を有す。」「日本にありては国家が主にして個人が従たるが故に、その国体はいわば君主制とも名づくべき一種独特のものなり。(中略)西洋にあつては国家は人民の奴隸

にして、日本にあっては人民が国家の奴隷状態たり。」このように、河上はきわめて的確に事態を把握して、それを公刊している。⁽⁴²⁾ 当時は、昭和期に比べればまだ自由の余地が残っていたと評していいだろう。事実、河上は一九三三年には、検挙され豊多摩刑務所に収容されることになる。

第三章 「思想問題」の展開(二) —— 一九二〇年代から敗戦まで

日露戦争後から不況に陥っていた日本経済は、第一次世界大戦開始によって未曾有の好景気もたらされる。しかし、一方物価の上昇もあつて生活水準の格差は拡大する傾向にあつた。そんな中で河上肇の「貧乏物語」が『大阪朝日新聞』に連載されると大きな反響がまきおこつた。「貧乏物語」によって、貧乏が個人的問題ではなく、社会構造の欠陥によるものであることが人びとに認識されるようになっていったのである。⁽⁴³⁾ こうした動きと連動しながら、一九一九年には設立七周年を迎えた友愛会が大日本労働総同盟へと名称を変更し、「労働組合の自由」、「八時間労働及一週四十八時間制度」、「夜業禁止」、「普通選挙」、「治安警察法の改正」など二十か条にわたる主張を採択する。⁽⁴⁴⁾ こうして、貧困をはじめとする社会問題への取り組みが政府に要求されると同時に、労働運動や社会主義運動も人びとに受容されていく。一九二二年には共産党が非合法に結成され、コミンテルン日本支部としてコミンテルン第四回大会で承認されるというあらたな状況が出現する。

また、もともと、オスマン帝国内の諸民族を想定していた「民族自決」の主張が、第一次世界大戦後になると、東アジア世界にも影響をおよぼしてくる。一九一九年の三・一独立運動や中国の五・四運動となつて具体化されてくるのである。このことは、一九〇五年以降手に入れた「満蒙特殊権益」および植民地朝鮮における

権益の危機を意味した。中国においては、ヴェルサイユ条約において山東省の日本権益が容認されたこともあって日本製品不買運動まで起きている。朝鮮においては、全土で繰り広げられた示威行動に対して、日本側官憲が発砲し、死者七五〇〇人あまりを出している。湯淺克衛の「カンナニ」に暗示されている提岩里事件で殺されたカンナニのような人びとが多数いたと考えられる。⁽⁴⁵⁾さらに、一九二三年になると、ワシントン会議の結果として、「中国に関する九か国条約」がアメリカ主導で締結される。この条約において、中国の主権・独立・領土保全・安定政権樹立のための援助・門戸開放・機会均等などの原則が確認され、一九一七年締結の石井・ランシング協定は破棄される。日本側は満蒙特殊権益は確保されたと理解していたようであるが、東アジア世界の国際関係は大きな変化をこうむり、日本がアメリカを中心とする大きな国際的な枠組みの中で対中政策をとるようになり、追いつかれる形になったことは確かである。また、同年には関東大震災も発生し、朝鮮人が虐殺されたり、大杉栄や伊藤野枝が虐殺されたりする事件も起こっている。以上のような国内および国際情勢の変化を背景にして一九二三年十一月十日に「国民精神作興ニ関スル詔書」が提示される。

「国民精神作興ニ関スル詔書」は、「朕惟フニ国家興隆ノ本ハ国民精神ノ剛健ニ在リ、之ヲ涵養シ之ヲ振作シテモツテ国本ヲ固クスベカラス、是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ国体ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲テソノ大綱ヲ昭示シタマヒ」とし、続けて、教育勅語に類似した要求を書き連ねている。さらに、後段では、学術の進歩の一方で「浮華放縱ノ習」や「軽佻詭激ノ風」が蔓延してきたので、「国力ノ振興」のために「国民ノ精神」の「振作更張」を行なう教育を要請している。「振作更張」のためには、結局のところ、「教育勅語」の忠実な実践以外にはないと主張が行なわれている。まさに、国体観念に基く教育と、国力を高めるための「国民ノ精神」の作興の徹底を国民に指示した詔書ということができよう。⁽⁴⁶⁾

さて、中国においては、五・四運動が進行するにつれて、各地に「社会の改造」を求める青年・学生の結社は叢生した。一九二一年に中国共産党の結成大会が上海で開催される。二二年に孫文が上海で李大釗や陳独秀など共産党幹部と接触し、彼らの協力のもとに国民党の改革を進めはじめた。また、同年に第二回大会を開いた共産党は「共産党員が個人の資格で国民党に加入するという形で、国共合作を行なうことが決定された。」また、一九二四年一月には中国国民党第一回全国大会が広州で開かれ、国共合作が正式に決定される。新たに選出された二四名の国民党中央委員には、共産党員でもある李大釗や毛沢東など七名が名を連ねている。国民党はこの大会で「新三民主義」を採択し、国民革命への基盤づくりを進めはじめた。それは、「帝国主義の侵略に反対して民族解放と国内諸民族平等を（民族主義）、封建軍閥の専制に反対して民衆の自由と権利を（民権主義）、また土地集中と独占資本を制限して民衆の福利を（民生主義）」求めるものであった。そして、真の革命軍の中核をなす兵士を養成するために、校長を蒋介石、政治部副主任に周恩来、またのちに国民革命軍陸軍第八路軍総参謀長にもなる葉劍英らも参加して黄埔軍官学校が設立された。こうした段階を踏んで、一九二六年七月九日、国民革命軍総司令蒋介石によって全軍（約十万人）に動員令が発せられ、「帝国主義と売国軍閥を打倒して人民の統一政府を建設する」ための北伐戦争が開始された。⁽⁴⁷⁾

こうした国民革命軍の動きや新三民主義の理念は、東三省の支配を張作霖という瀋陽に根城をもつ軍閥を利用しながら行なっていた関東軍や日本政府の考え方とは相容れないものであった。その意味で、一九二七年、二八年に三回行なわれた山東出兵は、帝国主義から自国を解放しようとする正当な要求に対する不当な介入にほかならない。さらに、日本の軍部は、二度にわたる奉直戦争を経て指示通りに動かなくなった張作霖を爆殺し、みずから満州支配に乗り出そうとしたのであった。この動きの延長線上に柳条湖事件、満州事変が引き起

こされてゆく。そうした中で、国内では一九三六年の二・二六事件にいたるまでに、桜会のメンバーによるクーデタをはじめ、繰り返し軍部支配をめざす行動が引き起こされてくる。

思想に対する統制もこのころからますます厳しくなつてゆき、軍部が実権を握る政府において、人びとを戦争に動員しようという明確な目的をもつて行われるようになる。たとえば、一九三三年八月十五日に斎藤実内閣は「思想善導方策具体案」を閣議決定している。⁽⁴⁸⁾ この「思想善導方策具体案」は同年四月に斎藤実内閣が作った「思想対策協議委員会」の報告書を、十五日に閣議決定したものである。この文書は、「思想対策ノ一トシテノ思想善導方策ハ、積極的ニ日本精神ヲ闡明シ之ヲ普及徹底セシメ国民精神ノ作興ニ務ムルコトヲ以テ其ノ根幹ト為スモ、一面ニ於テ不穩思想ヲ究明シテ其ノ是正ヲ図ルコト亦緊要ナリト思料セラル」としたうえで、「(一) 国家的指導原理タル日本精神ヲ闡明シ之ヲ普及徹底セシムルコト」を主張している。さらに具体的には、「敬神崇祖ノ美風」を振興することや、教師や青少年指導者に、「日本精神」を「思想上ノ教養」として徹底することなどを目標として明記している。⁽⁴⁹⁾ 政府が、この「思想善導方策具体案」の閣議決定をおこなつた背景には、三二年十一月に最初の逮捕者を出した「司法官赤化事件」(日本共産党に入党したり、党活動を行なつたりした三名の地裁判事を含む九名が治安維持法違反で逮捕された事件)や、三〇年以降たびたび逮捕者を出した「教員赤化事件」(日本教育労働者組合、新興教育研究所、日本共産党等の関係者が弾圧の対象になった。三三年二月から四月にかけての「長野県教員赤化事件」では一三八人の教員が検挙された)があった。この「方策」に基づき、教員等に「日本精神」を徹底し、転向を促すことに力がそそがれた。

一九三五年になると、政府によって、二度にわたる「国体明徴声明」が出される。⁽⁵⁰⁾ 盧溝橋事件が引き起こされ、日中が全面戦争に突入する一九三七年になると、文部省は『国体の本義』(四一年にはこの内容をさらに

徹底させた『臣民の道』を編集し全国に配布した)を全国の学校に配布して教科書として使用させたり、社会教化団体、官庁などに配布して人びとの教化のために使用させたりした。⁽⁵¹⁾この年の七月には文部省は、もともと二八年に「学生思想問題」への対応として設置された学生課(その後、「学生部」「思想局」と名称を変えていった)を教学局として拡充した。外局として教学局設置は、四五年に廃止されるまで「『国体』に反する思想を排除弾圧し、あるいはまた『国体』観念の普及徹底といった役割を担った。」⁽⁵²⁾国体観念や国民精神の普及には、三二年に設立された「国民精神文化研究所」も大きな役割を担った。この研究所は文部大臣の管理下に設置されたものであって、「国民精神文化ヲ闡明」することを目的にしたものであった。具体的活動としては、研究を行なうとともに、「国民精神文化講習会」を全国で開催し、小学校、実業補習学校等の教員のなかから選抜された教員に「日本精神の真実義」を一か月から二か月半ほどの講習を施したりした。こうした選ばれた先生たちが、講習で学んだ内容を小学校などの職場に戻って、子供たちに、「日本精神」を徹底したのであった。⁽⁵³⁾

その後も、人びとの精神を戦争に向け、天皇制国家へ忠誠を尽くすための仕掛けは次々に考え出されていく。大きな流れでいえば、三七年の日中戦争の開始とともに近衛内閣によってはじめられた「国民精神総動員運動」が本格化したのである。⁽⁵⁴⁾この運動によって、朝鮮半島においても、日本本土と同じことが植民地の人びとに強要される。たとえば、三九年には「興亜奉公日」を毎月一日にすることが閣議決定されている。「興亜の大業を翼賛し一億一心奉公の誠を効し強力日本建設に向つて邁進し恒久実践の源泉たらしむる日」と定められた。⁽⁵⁵⁾この方針は朝鮮半島にも当然押しつけられた。

日米戦争直前の一九四一(昭和十六)年七月になると文部省教学局は「臣民の道」発表し、以下のように述

べられている。「皇国臣民の道は、国体に淵源し、天壤無窮の皇運を扶翼し奉るにある。(中略)自我功利の思想を排し、国家奉仕を第一義とする皇国臣民の道を昂揚実践することこそ、当面の急務である」。また、日本の使命は、「世界人類を個人主義、自由主義、唯物主義等の支配下に置いた旧秩序」を変革することであると指摘している。満州事変はその実践であり、「道義的世界の創造」、「新秩序建設の第一歩」、「世界的使命に基づく国家的生命の已むに已まれぬ発動」であったとして正当化している。⁽⁵⁶⁾

ここまでくつかの資料を検討しながら、近代日本国家が「伝統」を創造し、「日本型政教分離」をつくりだし、人びとのなかに、神に連なる「万世一系の天皇」が統治の主体であるがゆえに、人びとは臣民として「皇運ヲ扶翼」するために尽くし、天皇を尊崇しなければならず、個人主義は乗りこえられていかなければならない思想であるとする意識が根づかされてきた経緯を振り返ってきた。また、このことは、国家の役割が、「有徳的生活を生み出しそれを促進すること」にあって、けっして世俗的で、内面的な価値に中立的なものではないという立場から意識的に方向づけられたものであることも確認した。最後に、戦後改革期に、こうした前提に丸山眞男がロックを使いながらアンチテーゼを出そうとした試みを確認しておきたい。

第四章 丸山眞男のロック研究の意図と意義

——「規範創造的な自由観」への着目

丸山眞男は一九四九年八月に「ジョン・ロックと近代政治原理」を発表している。丸山のほとんどの著作が日本の政治や思想をテーマとしているなかで、ジョン・ロックを正面からとりあげ、『統治二論』の内容を分

析するこの論文の内容は、丸山の業績全体のかなでかなり異質な感じを読むものにいだかせる。しかし、その内容は当時の政治状況から彼が抱えざるをえなかった問題意識に満ちており、その問題意識からする鋭いロック分析になっている。さらに言えば、その問題意識は、今日私たちが共有しなければならぬ問題意識でもある。以下においては、戦後改革期において直接ないし間接にロックに引照しながら書かれている丸山のいくつかの論文、たとえば、「日本における自由意識の形成と特質」（一九四七年八月発表）、「自由民権運動史」（一九四八年二月、三月、四月に三回に分けて発表）、「現代自由主義論」（雑誌『思想』の「思想の言葉」欄に一九四八年九月発表）をも含めて、当時の丸山がロックを取り上げた意図を追体験してみたい。

「ジョン・ロックと近代政治原理」のなかで、ロック研究の第一の意義として取り上げられている点は、「近代の超克」に関することである。「近代的政治原理の祖」であり、アメリカの独立宣言と憲法、フランス革命の人権宣言などに「流れ込んだ」ことで、その後の「ヨーロッパ人にとつての『常識』」と化していたロック思想が、戦時中の日本において「西欧の口真似をして」「超克」されるべき対象として語られていたことに関連する。⁽⁵⁷⁾

丸山は、一九四六年一月、戦後最初に発表した「近代的思惟」のなかで以下のように述べている。まず書き出しのところで、敗戦前の自分の「学問的関心の最も切実な対象」が「日本に於ける近代的思惟の成熟過程の究明」にあったと述べたうえで、今後さらにこの課題の追究を行なっていく決意を表明している。戦中において、「近代的思惟なるものがすこぶるノトーリアスで」「現代諸悪の究極の根源であるかの様な言辞」が多くの「学者、文学者、評論家」によって語られてきたが、「我が国に於いて近代的思惟は『超克』⁽⁵⁸⁾どころか、真に獲得されたことすらない」。かといって、日本においてその萌芽がなかったかと言えばそうではなく、「儒教乃至

国学思想の展開過程に於て隱微の裡に湧出しつつ」あった。その「近代性の泉源を探り当てることが大切なのである」⁽⁵⁹⁾このようにのべて、日本においては依然「近代的思想」、すなわち、ロック的思想と近代政治原理は「未完のプロジェクト」(ハーバーマス)にすぎないと批判をしている。⁽⁶⁰⁾

この論考と考えあわせれば、丸山眞男がロックの提示した「近代的な政治原理」を日本で継承しなければならぬと考える歴史的背景と理由の一つが明らかになる。第二の意義は次のように指摘されている。すなわち、『統治二論』の「前篇―統治について」にかかわる指摘である。前篇は、よく知られているように、フィッラーの『パトリアーカ』についての詳細な検討とコメントから構成されている。「前篇」の一六九八年版の表紙には次のように書かれている。The False Principles and Foundation of Sir Robert Filmer. And His Followers. ARE Detected and Overthrown. 加藤節訳では以下のようになっている。「サー・ロバート・フィッラーおよびその追従者たちの誤った諸原理と論拠が摘発され、打倒される」⁽⁶¹⁾

前篇の要約は、後篇の冒頭にロック自身によって要約されているので、その部分を引用してみたい。「これまでの議論で以下のことが示された。」「アダムは、父たる地位という自然権によっても、また、神の明白な贈与によっても(中略)統治権というようなものもっていないなかったこと。」「ロックの考えによれば、父であることと、対等な個人からなる社会を統治する権限をもつことは、まったく別種のことなので、父権を統治権の根拠にはできない。また、政治社会は対等な個人の合意によって形成されるものなので、神を統治権の根拠にすることはできない。政府は、個人の合意と信託によって設立されるものである」⁽⁶²⁾次にロックによれば、「たとえアダムがそれらをもっていたとしても、彼の継承者もっていないなかったこと。」「たとえアダムの継承者たちがそれをもっていたとしても、誰が正当な後継者であるか(中略)確定することはできなかったであろうと

いうこと。」「たとえそれが確定されたとしても、アダムの末裔のなかでいずれが長子系であるかに関する知識は長期間にわたって完全に失われていたのだから、(中略) 諸家系のうちどの一つといえども、他に優越して、自分こそが長子系の家系であり、相続の権利をもつなどいささかでも主張しうる者はいないということ。」「ロックは、前篇の要約を以上のように行なっている。後篇は、この要約に基づいて、「統治の発生」、「政治権力の起源」、「政治権力の所有者を指定し識別する方法」について自己の理論を展開してゆく。

丸山は、「現在われわれ日本人がこの第一部を読む際の感慨はまた別のものがある。(中略) こうしたフィルマーの考え方は、ついさきごろまで疑うことを許されなかった日本の『国体論』に必要な変更を加えてそのまま妥当するのではないか。実際フィルマーがアダムから当時の君主まで支配権が相続される系譜の不明確に心を悩ませているいろいろ詭弁を用いているのを見ると、彼が日本に生れなかったのが不運に思われる位である。」そのあとに、バートランド・ラッセルの『西洋哲学史』の有名な一か所を引用している。日本では、「ミカドは神聖であり、彼に対する一切の抵抗は渾神である。この理論は主として一八六八年に発明されたものなのだが、現在では世界創造以来伝統によつて連綿として受けつがれて来たと信ぜられている。」そして、「あらゆる教授や学校教師はそれを教える義務があることになっている。」すでに、ここまで見てきたように、このことを否定した場合には、敗戦以前は小林多喜二のような死さえ覚悟しなければならぬ状況に追いつめられ、戦後においても、ノーマ・フィールドが『天皇の逝く国で』で描き出したようなさまざまな制裁を加えられる可能性が持続している。⁽⁶⁵⁾

丸山は、このようにロック研究の意義を二点述べたうえで、ロックの「自由」概念を以下のように説明している。「ロックは『自由』の概念を『拘束の欠如』という消極的な規定から、自己立法—人間が自己に規範を

課する主体的自由——という積極的の構成的な觀念に高めることによって、政治的自由主義の原則を体系的に確立した最も早い思想家の一人であった。『法の下に生きる能力を持つ被造物としての人間のあらゆる状態において、法のないところに自由はない。自由というのは他の人間から拘束や暴力を加えられないことなので、こうした自由は法のないところには本来ありえないのである。』(2nd Treatise, 57) 従って、『社会における人間の自由は国家における同意によって確立された立法府以外のものに服せず、その立法府が自らの委託された趣旨によって発布した法以外には、如何なる意思の支配も拘束も受けないということの裡に存する。』(op. cit. 22) すなわち政治的自由とは代議政において具体化される人民の政治的自律以外のものではない。このように、法を自由に媒介させる能力を人間のうちに信ずるかどうかという一点に近代政治原理の全運命は賭けられていたのである。『行為の前に行為の善悪を精査し勸考し判断する機会を持つこと自体が自由の前提なのであり、『我々自身の判断によって決定せられていることはなんら自由の拘束ではない』』(Essay, Book II, XXI 47-9)⁽⁹⁸⁾

さらに「日本における自由意識の形成と特質」では、日本の文脈のなかで、ロックの「規範創造的な自由」の意義を以下のように述べる。「名誉革命の思想家ジョン・ロックにおいては、自由という觀念は『行為者が精神の決定或は思考に従って特定の行為をし又は思い止まる事のいずれかを選択しうる能力』を意味する。(Essay, Book, chap. 21) 従って、行為の前に、行為の結果の善悪を精査(エグザミン)し、勸考し、判断する充分の機会を持つということが自由の前提であり、『我々自身の判断によって決定せられていることはなんら自由の拘束ではない。』」

「ファイルマーやホップスにおいては、自由とは第一義的に拘束の欠如であり、それに尽きているのに対し、ロックにおいてはより積極的に理性的な自己決定の能力と考えられている。(中略) そうしてやや粗放な一般

化を許されるならばヨーロッパ近代思想史において、拘束の欠如としての自由が、理性的自己決定としてのそれへと自らを積極的に押進めるとき、はじめてそれは封建的反動との激しい抗争において新らしき秩序を形成する内面的エネルギーとして作用しえたといえる。」

「アンシャン・レジームにおける規範意識の崩壊がひたすら『人欲』の解放という過程を辿ったということと同時にそこでの近代意識の超ゆべからざる限界をも示している。外部的拘束としての規範に対して単に感覚的自由の立場にたてこめることはなんら人間精神を新らしき規範の樹立へと立向かわせるものではない。新らしき規範意識に支えられてこそひとは私生活の平穏な享受から立ち出でて、新秩序形成のための苛烈なたたかいのなかに身を投ずることが出来るのである。」

「徳川封建体制下において、拘束の欠如としての感性的自由が自己決定としての理性的自由に転化する機会はついに到来しなかったということが出来る。」「それならば明治維新はこの自由意識の飛躍的転化をもたらしただであろうか。(中略) 吾吾の答は否である。(中略) 思想史的に見た維新は、徳川時代にいわばなしくずしに進行して来た『人欲』の解放過程を一拳に押しすめたという点にその意義と限界を持った。当時の進歩的知識人(とくに明六社グループ)においてわれわれは不徹底ながらも積極的な、換言すれば規範創造的な自由観を見出すことが出来る。しかし、『文明開化』のスローガンが維新後の社会を嵐の様に吹きまくったとき、それは旧体制下に抑圧せられていた人間の感性的自然の手放しの氾濫となって現れてきたのである。」

「こうした感性的自由の無制約的な謳歌からいかにして近代国家を主体的に担う精神が生れ出るだろうか。外からの枠としての『御上様の御政道』がとりのぞかれたとき、それは自己の行為を内部から決定するなんらの基準をも持ちえないのであり、それゆえにまたそれは新たな形での『御上の御政道』を早晚よび起こさず

にはいない。やがて明治天皇制絶対国家がその逞しい羽翼をはりひろげたとき、感性的自由意識は一方には、一切の社会的なものから隔絶された矮小な小市民生活のなかに息づき（私小説の根強い伝統！）他方には日本国家の対外的膨張のうち自自我の直接的拡充の欲求を投影させて行った（高山樗牛らの日本主義運動を見よ）。自由民権論者が多く後年単なる国権論―民権と必然的連関を持たぬ国権論―の立場に吸収されて行ったということも、彼等のイデオロギーにおいて、一方、感覚的＝快樂主義的人間観が、他方、主体的自由の精神と無媒介に併存していたという事実と無関係ではなかったのである。」

「吾々は現在明治維新が果たしえなかった、民主主義革命の完遂という課題の前にいま一度立たされている。吾々はいま一度人間的自由の問題への対決を迫られている。（中略）しかしその際においても問題は決して単なる大衆の感覚的解放ではなくして、どこまでも新らしき規範意識をいかに大衆が獲得するかということにかかっている。」⁽⁶⁷⁾

シエルドン・ウォリンは「革命的行為とは何か」のなかで、「公民たることは、世界内に事柄を確立させるための唯一の方法として権力を生成する能力にかかわる。その上、制度や慣行を維持するための、権力を分かち合い共有する能力にもかかわるのである」と言っている。⁽⁶⁸⁾ このことこそ、ロックの政治理論の要約である。その点をとらえて、ウォリンは、ロックが、マルクス以上に革命のテキストと評するのであるが、「国体」思想や「日本型政教分離」の持続を踏まえたとき、日本では、アメリカの文脈以上に、ロックは重要なテキストになるのではないだろうか。

中野晃一が言うように、現代日本においては、「右傾化」が、「社会主導」ではなく「政府主導（より正確に言えば、政治エリート主導）」で推し進められ、「偏狭な歴史修正主義を振りかざす寡頭支配」がうみだされ、

「国家権力にタガをはめ個人の自由を守る立憲主義の原則さえ攻撃の対象となる事態が生じている。」この現代日本において、私たちは、明治維新でも、敗戦後の戦後改革でも実現できなかった「規範創造的な自由」を獲得しなければならぬ三回目の状況に直面していると言えるのではないだろうか。

おわりに

これまで確認してきたように、明治憲法体制の形成以来政府、官僚、軍部主導で作り上げられてきた天皇制国家と、日清戦争、義和団戦争、日露戦争、第一次大戦、ロシア革命干渉戦争、山東出兵、満州事変、日中戦争、日米戦争などをつうして、徐々に強化されていった国民総動員のなかで、日本人の精神のなかに深く沈殿していった「国体」思想は、戦後になっても、日本の政治文化の基底を作り上げている。そうした根強い権威主義的な態度にもみくちやにされた丸山眞男の「理論的政治」(ウォリン)は、完全な形では定着しなかった。

丸山の努力や期待が裏切られ、「国体」から解放された「自由なる主体」が立ち枯れになってしまった所以を安丸良夫は以下のように説明している。「現代日本では企業や各種の団体や個人は、一見自由に、むしろ欲望のおもむくままに行動しているのだが、しかしじつは、その自由は国家に帰属してその秩序のなかに住むことを交換条件とした自由であり、国家の側はまたこの自由を介して国民意識の深部に錨をおろし、そこから活力を調達して統合を実現しているのである。こうして、企業やさまざまな集団と国家とは、相互に求めあい保障しあうことで存立しており、どんな日本人もこうした枠組から大して自由ではないのだが、天皇制は、この基本的な枠組全体のなかでもっとも権威的・タブー的な次元を集約し代表するものとして、今の秩序の要とし

て機能している。だからそれは、個々の現象面への批判によっては乗りこえ難い存在であり、いつの間にか心身からみつくようにして私たちを縛っている。それは、私たち個々人が自由な人間であるという外観と幻想の基底で、どんなに深く民族国家日本に帰属しているかを照らしだす鏡であり、自由な人間であろうと希求する私たちの生につきつけられた、屈辱の記念碑である。⁽⁷⁰⁾ 言い換えれば、現代においてもなお、私たちは、依然として「日本型政教分離」(安丸良夫)のなかに置かれつづけているということができよう。この状況は、加藤周一のいう個人や理性が機能不全をおこし、丸山眞男が「客観的価値の独立性」の不在とか、「私的なものが端的に私的なものとして承認されたことが未だ嘗てない」⁽⁷²⁾などと指摘していることと通底しているといつてよいであろう。

憲法学者の樋口陽一によれば、日本国憲法のなかで、もっとも肝心な考え方は、十三条の「すべて国民は個人として尊重される」⁽⁷³⁾であるところ、自民党の改憲草案は「個人」の文字を削除して「人」に代えている。また、新聞の伝えるところによると、自民党改憲案は「天賦人權思想」の立場には立たないという。そうなると、国家の恩恵としていつでも奪える「臣民の権利」の復活がされるかもしれない。⁽⁷⁴⁾

このように、「個人」と「理性」が否定され、「日本独自の『皇道』神話における粗雑きわまる信条」⁽⁷⁵⁾が喧しく復活しつつある現時点で、安丸の上記の指摘とともに、丸山がロックに言及しながら強調した「理性」への注目は、⁽⁷⁶⁾ 私たちが「『国体』という名でよばれた非宗教的宗教」(島菌進)から脱し、⁽⁷⁷⁾ ロック的な「自己立法」としての自由ないし「規範創造的な自由」を獲得するために、もう一度、きちんと受け止めなおされなければならぬのではないだろうか。そのときにはじめて「象徴天皇制民主主義」を乗り越えてデモクラシーの深化が可能になる。⁽⁷⁸⁾

注

- (1) 丸山眞男「超国家主義の論理と心理」(一九四八年)、『丸山眞男集』第三卷、三六ページ。
- (2) 加藤周一にとって、「敗戦は『理性への攻撃』の時代が終わって、『無条件に、無制限に、理性的であることができる』時代へと足を踏み出すことを意味した。」上丸洋一「諸君!」「正論」の研究』岩波書店、七ページ。そうだとすると、西欧の歴史に照らせば、一九四五年八月十五日は、フランス革命になぞらえることができるかもしれない。加藤は次のようにも言う。八月十五日に天皇の放送を聞いて外へ飛び出した。「晴れあがった真昼の空は青く、巨大な入道雲がざらざらと輝いている。(中略)自分はここに生きていたいと思ひ、未来に向かってひらかれていいると感じ、身体のかなかに、かつて知らなかった希望と力が溢れるのを意識した。(中略)今までは、生きていかなかったが、これからは生きてゆくのである。どう生きてゆくのか、はつきりした形では意識されなければいけども」加藤周一『ある晴れた日に』岩波書店、二一八ページ。
- (3) 丸山眞男「福沢に於ける『実学』の展開」(一九四七年発表)『丸山眞男集』第三卷、一一六ページ。
- (4) 丸山眞男「勉学についての二、三の助言」(一九四九年発表)『丸山眞男集』第四卷、一六七ページ。
- (5) 丸山眞男は、一九五〇年度単年度、南原繁の後任として「政治学政治学史第二講座(政治学史)」を担当している。『丸山眞男集』岩波書店「別巻」五一ページ。
- (6) シェルドン・ウォリン「マックス・ウェーバー」、千葉眞・中村孝文・斉藤眞編訳『政治学批判』みすず書房、一六一、一六二ページ。
- (7) 村上重良によれば、「皇室祭祀は、皇居の奥で、おごそかに古式に則って営まれるという先入観から、何もかもが古代に発しているように思われがちであるが、近代の皇室祭祀の大半は、じつは明治維新後に創案された新しい儀礼である。天皇が親祭する祭典は一三にのぼるが、そのうち古制の新嘗祭と伊勢神宮の祭典を新たに皇室祭祀にとりい

れた神嘗祭以外の二一の祭典は、すべて新定の祭りであり、大別して、記紀神話にもとづく祭祀と皇霊の祭祀から成っている。」村上重良『天皇の祭祀』岩波新書、七五ページ。また、伊勢神宮と天皇家とのつながりも、明治維新後に「創られた伝統」である。「歴代天皇で伊勢参宮したのは明治天皇が最初であるが、「明治最後の二〇年間に伊勢参宮した皇族は一五人に満たない。」なお、伊勢神宮と他の神社との関係は、一九二七年以後強化された。すなわち、全国の神社の神職が自分の神社の氏子たちに、自分の神社の御札といっしょに伊勢神宮の大麻を配布するようになってからのことであった。藤谷俊雄・直木孝次郎『伊勢神宮』新日本新書、一八四、一八九、一九三ページ参照。いずれも、「創られた伝統」(ホブズボウム、ベネディクト・アンダーソン、ゲルナーなどの著作参照)である。

- (8) 丸山眞男「日本における自由意識の形成と特質」一九四七年、『丸山眞男集』第三卷、一五四―一六一ページ。この論文は、『帝国大学新聞』の一九四七年八月二一日号に掲載された。この論文の末尾で丸山は以下のように言う。「かの二・一ストを転機として労働運動が、客観的情勢に帰しえらる以上に沈滞の様相を示していることは何を意味するか。歴史は、吾々に、最も迂遠のごとく見えるものが、実は最も切実な問題であることを教えている。」このことから、この論文が、二・一ストの中止という表面的な動きの深部に、戦後改革を形骸化させ、「規範的自由」の獲得を遠ざける天皇崇拜や国家への依存という意識構造があることを暗示している。

- (9) Leo Strauss, *Natural Right and History*, The University of Chicago Press, p. 181. レオ・シュトラウス(運塚智・石崎嘉彦訳)『自然権と歴史』昭和堂、一九八ページ。

- (10) 長谷川輝夫・大久保桂子・土肥恒之『ヨーロッパ近世の開花』中公文庫、五七七ページ。

- (11) 福田敏一『政治学史』東京大学出版会、二五六ページ。

- (12) 高木八尺・末延三次・宮沢俊義編『人権宣言集』岩波文庫、一三二二ページ。

- (13) 丸山眞男前掲書、六一ページ。

- (14) 「集会及政社法」(明治23年法律第53号) 参照。

- (15) 奥平康弘『治安維持法小史』岩波現代文庫、二八ページ。
- (16) 同書、三二二ページ。
- (17) 前掲『人權宣言集』一三二ページ。ちなみに、現代においても、自民党の憲法草案の基礎にある考え方は、自然権思想の否定である。『東京新聞』によれば、自民党の憲法草案は「天賦人權説」を「採用しないと公言する。」「東京新聞」二〇一六年八月三二日付朝刊「社説 明治の論争が試される」参照。
- (18) Kant, *Was ist Aufklärung?* Reclam, p. 9. カント『啓蒙とは何か』岩波文庫、七ページ。ロイ・ポーター（見市雅俊訳）『啓蒙主義』（岩波書店）によれば、啓蒙主義は「人びとの目を覚まし、精神を変え、自分の頭で考えるように励ますことを目的とする運動だった」（一五ページ）。
- (19) 前掲ロイ・ポーター『啓蒙主義』岩波書店、一〇四ページ。また、J・H・ブラムフィット（清水幾太郎訳）『フランス啓蒙思想入門』白水社参照。ブラムフィットは『百科全書』は、「伝統的な宗教的な見方の代わりに、主として科学的な見方を慎重に提示した」ものであったと評価している（一八七ページ）。カッシーラーも『百科全書』にふれながら、ダランベールの考え方を以下のように説明する。「彼にとっても純粹に哲学的な倫理学は、個々人に人間社会のなかにおける自らの位置を自覚させることによって、個々人が社会の安寧と万人共通の幸福のために自分の力を正しく使用することを教えるという目的以外にはない。」カッシーラー（中野好之訳）『啓蒙主義の哲学』紀伊国屋書店、三〇七ページ。
- (20) 「正統・カトリック教会にあつては、（中略）教会は人類救済の施設であり、そのまま恩寵の宝庫なのであるから、教会の営みに参加することはとりもなおさず恩寵への参与を意味する。この営みは第一使途ベテロをとおして教会の長たるキリストの依託をうけた聖職者のとり行なうところである」（堀米庸三『正統と異端』中公新書、四一ページ）。カトリック教会はこのように考えるがゆえに、ワルド派やカタリ派のような異端はキリスト教国家の秩序破壊者であり、弾圧しなければならない対象であった。かれらは、「人類救済」を否定するものとして理解された。

- (21) 牧原憲夫『民権と憲法』岩波新書、一八九九ページ。
- (22) 牧原憲夫前掲書、一九三、一九五、一九六ページ。
- (23) 永井荷風「花火」『永井荷風』「ちくま日本文学」十九巻）筑摩書房、四三〇、四三一ページ。
- (24) 牧原憲夫「なぜ明治の国家は天皇を必要としたか」岩波新書編集部編『日本の近現代史をどうみるか』岩波新書、四六ページ。
- (25) 村上重良『国家神道』岩波新書、島蘭進『国家神道と日本人』岩波新書など参照。
- (26) 藤谷俊雄・直木孝次郎『伊勢神宮』新日本新書。同書によれば、「歴代天皇で伊勢参宮したのは明治天皇が最初である」。彼は、亡くなるまでに四回訪問している。同書、一八四ページ。
- (27) 牧原憲夫前掲書、一八三ページ。
- (28) 藤森照信『明治の東京計画』(岩波書店)によれば、江戸を東京に造りかえる際に、四つの計画がバラバラに実行され、ひとつの全体像の実現に向けた動きはできなかった。わずかに「皇・政・経の複合中心」が誕生ただけで、工業と住居は計画からきれいに抜け落ちていた(三四一、三四二ページ参照)。
- (29) 村上重良『天皇の祭祀』岩波新書、一〇七ページ。
- (30) 安丸良夫『神々の明治維新』岩波新書、二〇九、二一〇ページ。また、要約的な説明としては、米原謙『日本政治思想』ミネルヴァ書房、六一ページ参照。
- (31) 丸山眞男『超国家主義の論理と心理』前掲『丸山眞男集』二二二ページ。また、五味川純平が「帰去来」という短編のなかで、ソ満国境で壊滅状態になって事実上崩壊した関東軍の一員としての「私」が考えた以下のような言葉は丸山の指摘を傍証するものであると言えよう。「兵隊は個人に還元する。国家も天皇も私の脳裡から存在が薄らいでゆく。もう私を拘束する軍隊はなくなる。私は私である。私ははじめて自分の意志で行動する自由を持った。戦争年間を通じて最も豊かな自由を持ったような気がはじめていた。私が私自身の独立人格を持ち得たのは、全滅した戦場

に生き残って敗残兵となった瞬間からであった。「かえりなん、いざ」である。私は勇氣凜々としていた。」五味川純平『戦記小説集』文藝春秋、一七三ページ。森崎和江が敗戦の「最大の贈物」は自由と言い（森崎和江『慶州は母の呼び声』洋泉社新書、二三二ページ）、加藤周一が、味わったという解放感も同じ「国家神道」や「国体」からの自由であったといえるのではないだろうか。「すべての美しいものを踏みじった軍靴、すべての理性を愚弄した権力、すべての自由を圧殺した軍国主義は、突然、悪夢のように消え、崩れ去ってしまった」とそのときの私は思った。これから私は生きはじめらる。もし生きるよろこびがあるとすれば、これからそれを知らる。私は歌いだしたかった」（加藤周一『羊の歌』岩波新書、二二八ページ）。

(32) 森岡外「かのように」『森岡外』ちくま日本文学、一一八、一二一、一三二ページ。「かのように」は一九一二年（明治四五年）一月に『中央公論』に発表されたものである。この年の七月三〇日に明治天皇が逝去し、元号が大正に改まっている。また、前年の一九一一年には、大逆罪で起訴され死刑判決を受けた幸徳秋水、菅野スガ、宮下太吉らの死刑が執行されている。「かのように」を執筆した森岡の意識のなかには当然この事件があったはずである。

(33) たとえば、安丸良夫は一九八八年秋の前天皇が死に直面した時の社会の様子に触れながら、記帳への誘い、弔旗掲揚、黙祷を拒否することは個々人にとって勇氣と決断なしにはできないことであると指摘している（安丸良夫『近代天皇像の形成』岩波書店、四ページ）。そして、あえて拒否した場合に受ける「制裁」については、ノーマ・フィールドの卓抜した調査報告が詳細に記している（ノーマ・フィールド『大島かおり訳』『天皇の逝く国で』みすず書房参照）。彼女が指摘するように、私たちは「あの万力」に捕らえられて、「抑圧を受けていることに気付かないか、気付いても表明しないよう黙らされている」のではないだろうか（同書、三四三ページ）。

(34) 歴史学研究会編『日本史資料』「4」『近代』岩波書店、二九〇ページ。

(35) 歴史学研究会編『日本史資料』「4」『近代』岩波書店、二九〇ページ。丸山眞男「日本の思想」によれば、一八八八年六月の帝国憲法案審議の劈頭に、議長伊藤博文は「憲法制定ノ根本精神」について以下のような所信を披瀝し

た。「欧州ニオイテハ、(中略)宗教ナル者アリテ之カ機軸ヲ為シ」ているが、日本には宗教がないので「機軸トスヘキハ、独リ皇室アルノミ。」(丸山眞男『日本の思想』一九五七年、『丸山眞男集』岩波書店、二一四、二一五ページ)。つまり、「国家秩序の中核自体を同時に精神的機軸とする方向」が採用され、「皇室」には「キリスト教の精神的代用品をも兼ねるといふ巨大な使命が託された」。(同書二一五ページ)。したがって、「思想問題」ははじめから政治問題でもあった。「教育勅語」(一八九〇年十月三〇日発布)はその意味で、キリスト教の代用としての道徳を国民に共有させ、天皇への崇敬の念を持たせる機能を託された文書であったと同時に、明治憲法を補完する役割を担う文書であった。この「教育勅語」に集約された天皇中心の国家観と忠君愛国の道徳観は日清戦争後に定着しはじめた。しかし、日露戦争に勝利すると、国家目標の喪失感が蔓延し、学生たち間に、非国家的価値観や個人主義思想が受容されはじめた。「煩悶」「厭世」「閉塞感」などが時代の合言葉になった。こういう状況を打破し、再び天皇制国家の確立に向かわせるような引き締めを図るために出された文書が「学生生徒に対する文部大臣訓令」である(前掲資料二九〇―二九一ページ【解説】参照)。まさに「思想問題」は政治問題であった。なお、ケネス・ルオフが言うように、「日本の君主制、とりわけ近現代の天皇制をまじめに考察しようとする場合は、いつも『伝統の創出』という思考方法を念頭に置かなければならない。」(ケネス・ルオフ『国民の天皇』岩波書店、三八三ページ)。日本の場合は、宮中祭祀の創出(その大半は、明治維新前後につくられたものであって、一九〇八年の皇室祭祀令によって確定した。国民は国家神道のこの祭祀にこそって参加することを要請され、国民の祝祭日はそのためにさだめられた。村上重良『国家神道』一四九ページ以下参照)。明治以降、宮中三殿(賢所、皇靈殿、神嘉殿)の建設、一世一元制度の新設、創建神社建設、神前結婚式形成等々の「伝統の創出」を行なうことによって天皇制国家を作り上げていった。また、このプロセスの中で、日本人としての自覚と日本民族が形成されていった。この経緯については、村上重良『国家神道』(岩波新書)、島蘭進『国家神道と日本人』(岩波新書)など参照。

(36) 高木八尺・末延三次・宮沢俊義編『人権宣言集』岩波文庫、一一四ページ。

- (37) 堀田善衛『上海にて』集英社文庫、一八八ページ。堀田は以下のように書いている。「この惨勝ということばには、その十八年にわたる日本の侵略から、やっとどうにか免れ出て、これを勝利とした人々が」直視しなければならなかった「惨憺たる現実」という意味が込められている。この用語は、南京や重慶をはじめとするいくつもの都市が空爆され、「三元作戦」とよばれるようになる日本軍の徹底した破壊をうけ、中華民国臨時政府（一九三七年一月）、中華民国維新政府（一九三八年三月）など各地に日本の傀儡政権を樹立された後のギリギリの解放をあらわすのにふさわしい言葉ではないだろうか。
- (38) 丸山眞男「忠誠と叛逆」「忠誠と叛逆」筑摩書房、一一〇ページ。
- (39) 海野福寿『韓国併合』岩波新書所収の資料「第二次日韓協約」（二三四ページ）。
- (40) 古屋哲夫『日露戦争』中公新書、二一五ページ。その後は、韓国民衆の反日運動を力で抑えることになる。
- (41) 原田敬一「日清・日露戦争は日本の何を変えたのか」岩波新書編集部編『日本の近現代史をどうみるか』岩波新書、六七ページ。
- (42) 杉原四朗編『河上肇評論集』岩波文庫、三五、三八ページ。
- (43) 河上肇『貧乏物語』、前掲『日本史資料』「4」、三四六―三四七ページ【解説】。
- (44) 同資料集、三五八―三五九ページ。
- (45) 池田浩士編『カンナニ（湯浅克衛植民地小説集、インパクト出版会、四六―四九ページ参照）。
- (46) 前掲『日本史資料』「4」「近代」三九五―三九六ページ。資料の解説文によれば、民本主義や社会主義の広まりと、関東大震災の結果引きおこされた人心の動揺と社会不安の高まりの中で、「政府は『思想善導』の必要性を痛感した。」こうした動機からこの詔書は発布された（同書三九六ページ解説参照）。なお、丸山眞男によれば、一九四五年以前の日本国家の特質のひとつは、「中性国家」でなかったことである（『超国家主義の論理と心理』）。さらにこのことと関連して、「国家秩序の中核自体を同時に精神的機軸とする」形で日本国家が形成され、元首である天皇が、同

時に、「キリスト教の代用品」としての「非宗教的宗教」の神とされた「祭政一致」システムに特徴があるとも指摘している（日本の思想）。これらの指摘については、『丸山眞男セレクション』平凡社、六一ページ、三〇六ページ参照。また、「祭政一致」と「政教分離」については、島蘭進『国家神道と日本人』岩波新書、五六ページなどを参照。

(47) 小島晋治・丸山松幸『中国現代史』岩波新書、一〇四―一二二ページ参照。

(48) 前掲『日本史資料』「5」「現代」、五八ページ「解説」および『近代日本史総合年表』二九五ページ参照。

(49) 前掲『日本史資料』「5」「現代」、五六、五七ページ。

(50) この年に2回出された国体明徴声明では、「統治権の主体が、天皇にましますことは我国体の本義にして帝国臣民の絶対不動の信念なり」として、統治権は団体としての国家にある（天皇機関説の主張）のではなく天皇にあると強調している。また、天皇機関説は「神聖なる我国体」に悖り本義に反するものとして批判されている（前掲『日本史資料』「5」「現代」、六一ページ）。なお、国体思想とは『日本思想史辞典』によれば、「日本の自国認識に関する思想で、とりわけ万世一系の天皇統治を根拠にして、日本の伝統的特殊性と優位性を唱える思想をさす」（一八四ページ）。一九二五（大正一四）年の治安維持法では、取り締まりの対象として、共産主義思想をもっている者と並んで「国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者」が挙げられている。一九二八年以降は死刑も適用されるようになった。国体の観念は、「教育勅語」を通じて学校教育の中で普及させられた。

(51) 『国体の本義』によれば、「大日本帝国は、万世一系の天皇皇祖の神勅を奉じて永遠にこれを統治し給ふ。これ、我が万古不易の国体である。而してこの大義に基づき、一大家族として億兆一心聖旨を奉体して、克く忠孝の美德を發揮する。これ、我が国体の精華とするところである。この国体は、我が国永遠不変の大本であり、国史を貫いて丙として輝いてゐる。」そして、第一に、「国体の本義を体得することによって」「個人主義の行き詰まりに（中略）苦しむ世界人類のために」働く「重大なる世界史的使命」を日本人ははたさなければならぬ。「個人主義的な人間解釈

は、個人たる一面のみを抽象して、その国民性と歴史性を無視する。」第二に、「万世一系の天皇」が「大日本帝国」を「統治し給ふ」ことは、「我が万古不易の国体である」ので、「臣民が天皇に仕へ奉るのは所謂義務ではなく、又力に服することでもなく、やみ難き自然の心の現れであり、至尊に対し奉る自からなる渴仰随順である。」さらに第三に、国体は政治の原理であると同時に道德の原則でもある。「我が国は一大家族国家であつて、皇室は臣民の宗家にましまし、国家生活の中心であらせられる。」「まことに忠孝一本は、我が国体の精華であつて、国民道德の要諦である。而して国体は独り道德のみならず広く政治・経済・産業等あらゆる部門の根柢をなしている。」文部省『国体の本義』呉PASS出版、一六ページ以下(旧字を新字に改めた)。

(52) 永原慶二監修『岩波日本史辞典』三一〇ページ参照。

(53) 『現代史資料』42『思想統制』みず書房、五七、七二ページ。

(54) 「挙国一致・尽忠報国・堅忍持久」をスローガンとして行なわれた。国民精神総動員中央連盟は政府の外郭団体(会長有馬良橋海軍大将)で市長会、町村長会、在郷軍人会、婦人団体、青少年団、産業団体等を傘下に加盟させて組織された。軍事講演・映写会、「武運長久」祈願、出征兵士・家族の慰問・援護、勤勞奉仕、消費節約・貯蓄奨励キャンペーン等の行事が職場・学校・町内・部落等で行なわれた。戦争批判を取り締まり、戦争の犠牲を甘受させ、戦時経済を容認させるための運動として政府によって推し進められた。運動を徹底させるため、末端組織として町内会・部落会・隣組が整備された。公認された考えは「日本精神論などの国粹主義」だけになった。竹内洋『丸山眞男の時代』中公新書、四四ページ。

(55) 吉田裕・吉見義明編集・解説『資料日本現代史』「日中戦争期の国民動員」①大月書店、一九七ページ。「興亜奉公日」についての朝鮮半島の様子は、金史良『光の中に』所収の「天馬」という短編に描かれている。戦争末期の京城で女流詩人の文素玉が玄竜に話しかける。「早く行きましようよ、もう直ぐ時間になりますよ。」「今日は祭日じゃありませんの、神社へ行きますのよ。」「神社?」(中略)神社の神は内地人の神であると誰も拝みに行かなかつたこ

ろ、率先して内地人の群れに投じ社頭にぬかずいた当初の彼は真に重大な人物で後光さえさしいるな役目もあった。けれど今はもうそうではないのである。寧ろ有象無象神社へと雲のように押しかけて行く朝鮮人達が憎くてならない位だった。文素玉は身の毛もよだつようにぞっとして身をすくめたと思うと、『行ってきますわ』とかすかに一言云い捨ててほうほうの態で逃げ出した。」金史良『光の中に』講談社学芸文庫、一六二、一六三ページ。

(56) 文部省「臣民の道」呉PASS出版編『国体の本義』一四三、一四四、一四八ページ。

(57) 丸山眞男「ジョン・ロックと近代政治原理」(一九四九年発表)『丸山眞男集』一七九、一八〇ページ。

(58) 一九四二年七月「近代の超克」をテーマにした座談会が行なわれ、同年『文学界』九月号、十月号に提出論文と座談会の内容が掲載された。参加者は西谷啓治、鈴木成高、下村寅太郎等「京都学派」の知識人たち、小林秀雄、亀井勝一郎、林房雄、三好達治、中村光夫、川上徹太郎等『文学界』同人を中心とする文学者たちの合計十三人であった。ここでは、以下のような発言がみられた(『近代の超克』富山房百科文庫参照)。^①「ヨーロッパ近代というものは間違つて居る…それは政治上ではデモクラシーとなりますし、思想上ではリベラリズム、経済上では資本主義…。(中略)内面的な秩序の変革、精神の変革といふことを考へる必要がありはしないか…。(鈴木成高、一七六ページ)、^②「明治維新の志士が頭の中に持つて居つた原型は、日本の古代です。国民が天皇に直接し奉つて居つた無階級の時代です。」(林房雄、二四三ページ)、^③「ありのままの日本人の本然の姿(中略)それを回復するにはどういふ方法に依るか…。」(川上徹太郎、二六四ページ)、^④「日本の古典(記紀万葉)の精神を本当に理解できるといふことは、これは日本国民全体の問題として、そこに教育といふことが入つて来なければならぬ」(西谷啓治、二六七ページ)等と主張されている。また、林房雄は「勤皇の心」という論文で以下のように主張している。「文明開化とともに、日本人は伝統と血統の尊さを忘れた。『独立自尊』の福沢論吉流の個人主義、『人の上には人はなし』の自民権流の思想が国民の常識と化したときに、我々は日本の伝統を忘れたのである。」(九二ページ)。

(59) 丸山眞男「近代の超克」(『丸山眞男集』第三卷、三、四ページ)。この原稿は、「後記」によれば、最初『文化会議』

第一号（一九四六年一月）に掲載された。「文化会議」は、一九四五年十月に瓜生忠夫・内田義彦等が中心になって作られた「三〇歳そこそこ」の知識人の集まりである。この論文は、四五年二月三〇日に脱稿されたものである。
『丸山眞男集』第三卷、五ページ参照。

(60) ハーバーマスは、議論をさらに進めて、「デモクラシーに根ざす市民からなる社会」、「シビル・ソサエティに根をおいた公共の議論という散漫なネットワーク」こそがいま必要なものであることをさまざま箇所強調している。たとえば『近代―未完のプロジェクト』岩波書店、「序文」、viii、ixページ参照。また、現代においてはマスメディアも変容して、「理性の行使」うながすことをやめてしまっているが、かつて近代の一時期においては「意志を理性へと転化させる」「公論」が存在したと指摘している。このことから、今、「近代」から継承しなければならないものが「連帯という社会統合の力」であるという。ハーバーマス（細谷貞雄・山田正行訳）『公共性の構造転換』未来社（第2版）、二二六―二二七ページ、一一四ページ、「一九九〇年新版への序言」xviiページ。ただ、その場合でも、加藤周一の次のような指摘が解決されていることが大前提になるであろう。「本当の思想的課題は、近代との対決ではなくて、日本の近代以前の名残をどう処理していくかということです。」たとえば、個人主義です。」加藤周一『私とついでに二〇世紀』岩波書店、一〇一ページ。

(61) John Locke, *Two Treatises of Government* (Peter Laslett ed.), Cambridge University Press, p. 135. ロック（加藤節訳）『統治二論』岩波文庫、一五ページ。

(62) 政治社会が、主人と奴隷の関係、親子の関係と異なる点については、たとえば、『統治二論』後篇第六章七四節、七章七八節等参照。また、「信託」については、一三章一四九節、一五六節等参照。

(63) 日本の場合でも、「万世一系」は新しい考え方で、明治になってから作爲的に確定された。それに對し、イングランドの場合には、「権利章典」に象徴される文書によって、国家の正当性を「自然権」に置いた。日本の天皇制国家にみられるように国王の権力を「神の明白な贈与」に基礎づける作業に労力を費やす必要はなかったために、「万世

一系」を作為する必要はなかった。村上重良によれば、「天孫降臨の神話に拠って、天皇による日本国統治の正当性を主張する近代天皇制国家は、あわせて神武天皇に始る皇統の『万世一系』を、過去の事実として立証する必要がある。間然とするところのない皇位の正当な継承者であることが、現天皇の統治の正当性を根拠づけるはずだからである。明治維新直後から、政府は歴代の天皇の神格化を図り、時には周知の歴史上の事実すら無視して、第一二二代明治天皇にいたる皇統を人為的に整える作業を進め、南北朝の正閏問題では、南朝正統を確定した。歴代の天皇の墓所を、古代にさかのぼって、皇陵として決定して補修したのも、その一環であり、また歴代の天皇について、記録に徴して正辰日(命日)をさだめたのも、同じ目的からであった。こうして、『万世一系』を歴史上の事実として整えるとともに、神格化された歴代の天皇を皇祖の神々と一体化する『皇祖皇宗』『祖宗』という新観念がくりだされた」村上重良『天皇の祭祀』岩波新書、八八、八九ページ。

(64) 丸山眞男「ジョン・ロックの政治原理」『丸山眞男集』第四卷、一八五ページ。

(65) Norma Field, *In the Realm of a Dying Emperor*, 1991. ノーマ・フィールド(大島かおり訳)『天皇の逝く国で』みすず書房。このなかで、ノーマ・フィールドは前天皇の死去の際の「自己規制」「自粛」のようすを驚きをもって描き出している。また、沖繩、山口、長崎で「日の丸」、「護国神社」、「天皇の戦争責任」について「社会的慣行に従う」(三二二ページ)ことをあえて拒み、自分の考えを言上げた個人が陰に陽に受ける制裁を感動的な文章で綴っている。この名作によれば、「もともと脆弱な異議申し立ての衝動をかき消してしまう」(三二二ページ)重苦しさが日本社会の特徴である。

(66) 丸山眞男「ジョン・ロックと近代政治原理」『丸山眞男集』第四卷、一八九—一九一ページ。

(67) 丸山眞男「日本における自由意識の形成と特質」一九四七年、『丸山眞男集』第三卷一五四—一六一ページ。この論文は、『帝国大学新聞』の一九四七年八月二二日号に掲載された。この論文の末尾で丸山は以下のように言う。「かの二・一ストを転機として労働運動が、客観的情勢に帰しえらるる以上に沈滞の様相を示していることは何を意味する

か。歴史は、吾々に、最も迂遠のごとく見えるものが、実は最も切実な問題であることを教えている。」このことから、この論文が、二・一ストの中止とその果としての労働運動の停滞を憂い、戦後改革が形骸化し、デモクラシーのエートスの獲得を遠ざけることに危機感を抱いていることがわかる。

- (68) シェルドン・ウォリン(杉田敦訳)「革命的行為とは何か」『世界』一九八三年八月号、七一ページ。
- (69) 中野晃一「右傾化する日本政治」岩波新書、三ページ、一七三ページ、一八〇ページ。
- (70) 安丸良夫「近代天皇制の形成」岩波書店。二九二ページ。
- (71) 丸山眞男「日本人の政治意識」(一九四八年)、『丸山眞男集』第三卷、三二四ページ。
- (72) 丸山眞男「超国家主義の論理と心理」(一九四八年)、『丸山眞男集』第三卷、二二二ページ。
- (73) 樋口陽一「個人と国家」集英社新書、二〇四ページ。
- (74) 『東京新聞』二〇一六年八月三一日朝刊「社説」。
- (75) 丸山眞男「現代日本政治の思想と行動」英語版(一九六三年)への著者序文、丸山眞男「後衛の位置から」未来社、九ページ。
- (76) 丸山は「理性的人間の自主的判断ということがどこまでもロックの理論の基底になっている」と指摘している。「ジョン・ロックと近代政治原理」『丸山眞男集』第四卷、一九四ページ。
- (77) 丸山眞男「ジョン・ロックと近代政治原理」前掲『丸山眞男集』、一八九ページ。
- (78) 神田文人「占領と民主主義」(「昭和の歴史」8)、小学館ライブラリー、二二三ページ参照。